

準が低位な地域がある等の問題を抱えておりま
す。

その一方で、半島地域は、豊かな自然環境や農
林水産資源に恵まれるとともに、優れた古典芸能
や伝統文化を継承するなど、地域の特性を生かし
た発展に向けての大きな可能性を秘めておりま
す。

地域住民の主体的な取組に基づき、半島地域の
抱えている諸課題を解決し、豊かな地域資源を活
用して地域の発展を図っていくためには、引き続
き半島振興計画の下で、広域的、総合的な施策を
講じ、半島地域の自立的発展に向けた支援を行つ
ていくことが必要であります。

このような観点から、本案は、現行の半島振興
法の有効期限を更に十年間延長して平成二十七年
三月三十一日までとするとともに、半島振興計画
の内容を拡充するほか、半島振興対策実施地域に
係る農林水産業の振興、地域間交流の促進等に關
する規定を整備する等この地域の振興のため必要
な措置を講ずるものであります。

以上が本案の提案の趣旨及び主な内容であります。
何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願
いを申し上げます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聽取
は終わりました。
これより質疑に入ります。——別に御発言もな
いようですから、これより討論に入ります。——
別に御意見もないようですから、これより直ちに
採決に入れます。
半島振興法の一部を改正する法律案に賛成の方
の挙手を願います。

○委員長(田名部匡省君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ありませんか。

[賛成者挙手]

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散会

それぞれの役割を果たすことにより、現在及び
将来の国民のために確保されなければならない。
この特性を有することにかんがみ、経済性に配
慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価
格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなさ
れることにより、確保されなければならない。

公共工事の品質は、これを確保する上で工事
の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意
義を有することにかんがみ、より適切な技術又
は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び
契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競
争の公正性が確保されること、談合、入札談合
等関与行為その他の不正行為の排除が徹底され
ること並びに適正な施工が確保されることによ
り、受注者としての適格性を有しない建設業者が
が排除されること等の入札及び契約の適正化が
図られるよう配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業
者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契
約に適切に反映されること、民間事業者の積極
的な技術提案(競争に付された公共工事に関する
技術又は工夫についての提案をいう。以下同
じ。)及び創意工夫が活用されること等により民
間事業者の能力が活用されるように配慮され
なければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事
における請負契約の当事者が各々の対等な立場
における合意に基づいて公正な契約を締結し、
信義に従つて誠実にこれを履行するように配慮
されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事
に規定する公共工事をいう。

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共
工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法
律(平成十二年法律第二百一十七号)第二条第二項
に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び
将来における国民生活及び経済活動の基盤とな
る社会資本を整備するものとして社会経済上重
要な意義を有することにかんがみ、国及び地方
公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者が

ことにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共
工事に関する調査及び設計の品質が確保される
ようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の basic concept(以下「基本理念」という。)にのつとり、公共工事の品質確保の促
進に関する施策を総合的に策定し、及び実施す
る責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、
国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま
え、公共工事の品質確保の促進に関する施策を
策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 公共工事の発注者(以下「発注者」とい
う。)は、基本理念にのつとり、その発注に係る
公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び
設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約
の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監
督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況
の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事
務」という。)を適切に実施しなければなら
ない。

(発注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのつと
り、契約された公共工事を適正に実施すると
ために必要な職員の配置その他の体制の整備に努
めなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するた
めに必要な職員の配置その他の体制の整備に努
めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に
する施策を総合的に推進するための基本的な方
針

針(以下「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たつては、特殊法人等

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各

府の長をいう。)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあつては、その長及び地方公共団体の長は、基本方

針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に關し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に參加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に參加しようとする者の技

術的能力に關する事項を審査しなければならぬ。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。

3 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。

4 発注者は、競争に参加する者に対する他の必要な措置を講ずるものとする。

5 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従つて確實に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

6 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

7 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

8 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

9 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

10 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

11 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

12 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

13 発注者は、競争に参加する者に対する技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の

適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

予定価格

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行なうことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

5 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

6 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

8 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

9 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

10 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

11 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

12 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

13 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

14 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

15 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

16 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

17 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとされる者を選定したときは、その者が行なう発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(半島振興法の一部を改正する法律案)

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「地域住民の生活の向上と」を「半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに」に改める。

第四条第一項中の各号を削り、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

九 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。)その他の災害を防除するため必要な国土保全施設等の整備に関する事項

第十三条中「向上」の下に「産業の振興、医療及び教育の充実」を、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 國及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることにかんがみ、半島振興

2 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の検討)

者は生存権すら奪われ、生活破壊と労働環境破壊に直面している。それはハイタク産業の荒廃を招き、安全で利用者に信頼されるタクシーの崩壊を意味する。タクシー規制緩和三か年を検証し、国民が等しく安心して利用できるタクシー制度を構築するための新たな法整備を検討する必要がある。

については、次の事項について実現を図られたい。

- 一、二〇〇〇年五月の道路運送法改正に際して採択された衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会の決議を完全履行させること。
- 二、著しい供給過剰状態を是正し、適正な市場環境を確保するため、緊急調整措置を実効ある制度とするために抜本的に見直すこと。
- 三、道路運送法に違反して不当に安価な運賃・料金を誘導、差別的運賃を推奨し、ひいてはメーター運賃制の崩壊をもたらす国土交通省のタクシー運賃政策を改めさせること。
- 四、タクシー運転者の賃金・労働条件を劣悪化させ、過重労働の原因をつくっている現行運賃制度を廃止し、労働条件改善と利用者利便にかなう新しい運賃制度をつくること。

第四三二号 平成十七年三月九日受理
改正道路運送法にかかる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシーの回復に関する請願

請願者 千葉県佐倉市太田二、四〇七 高宮昇 外三千二百八十一名

紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第四三三号 平成十七年三月九日受理
改正道路運送法にかかる国会決議の完全履行と安全・信頼のタクシーの回復に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市大浦甲八七ノ一三 東幸男 外四千三百二十八名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

平成十七年三月三十日印刷

平成十七年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A